

インバウンド 外国語版基本プラン定期約款

第 1 条(目的及び適用)

1. 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するサービス(以下「本サービス」といい、次条に定める)を利用する契約者(当社との間で本サービスの利用にかかる契約を締結した者をいう)と当社との契約条件を定めることを目的とする。
2. 当社は、本約款のほか、契約者が本サービスを利用するにあたり適用される諸条件(契約者が本サービスを利用する過程で提示されるルールその他の条件を含む。以下「個別利用条件」という)を定めることができ、個別利用条件が定められている場合には、個別利用条件は本約款と一体として当社と契約者との間に適用される。個別利用条件の定めと本約款の定めが相違する場合は、当該個別利用条件の対象となる個別サービスの利用に関する限り、当該個別利用条件の定めが本約款の定め優先して適用される。なお、当社は、契約者が個別サービスを利用した場合には、契約者が当該個別サービスにかかる個別利用条件に同意したものとみなす。
3. 本サービスに関して、本約款に定めのない事項については基本約款が適用又は準用され(以下本約款、個別利用条件及び基本約款をあわせて「本約款等」という)、本約款及び個別利用条件の定めと基本約款の定めが相違する場合は、本約款及び個別利用条件の定めが優先して適用される。

第 2 条(本サービス)

1. 当社が契約者に提供するサービスは以下のとおりとし、それぞれ別途定める個別利用条件が適用されるものとする。
 - (1) ぐるなび外国語版検索一覧の上位表示サービス
当社が別途提供する「ぐるなび外国語版」のサイト上でこれを閲覧するユーザーがエリア(当社が定める区域をいう)、キーワードその他の条件で検索したとき契約者の情報を検索一覧の上位に表示するサービスをいう。本サービスの利用にあたっては当社が別途定める掲載サービス約款が適用される。但し、掲載サービス約款第16条(違約金)は適用しない。
 - (2) ぐるなび外国語版ネット予約サービス
当社の運営するウェブサイト「ぐるなび外国語版」において提供する予約サービスをいい、本サービスの利用にあたっては、当社が別途定めるインバウンド ぐるなび外国語版ネット予約約款が適用される。
 - (3) その他前各号に付随するサービス
2. 本サービスの詳細(本サービスの構成または機能等を含むがこれらに限られない)については、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができる。

第 3 条(個別サービスの提供等)

1. 契約者は、個別サービスの利用にあたり別途当社への申込が必要な場合は、当社所定の方法に従って申し込み、個別利用条件がある場合はこれに基づき利用することができる。ただし、当社は、当該申込みを承諾する義務を負うものではない。
2. 当社は、契約者の販売促進に効果的であると判断した場合、当社の裁量で、本約款等に基づき各種の特典またはサービスを無償で提供することができるものとする。

第 4 条(契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の手続に従って申込書(ウェブ上の画面を含み、以下あわせて「申込書」という)を提出すること(申込の意思表示を含む)により本サービスの利用を申込むものとする。
2. 利用希望者は、当社の請求があった場合には、申込書のほか、当社が必要と判断した書面等の提出に応じるものとする。
3. 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込みを行ったことをもって、契約者が本約款の内容のすべてに同意したものとみなします。
4. 当社は、前項の規定により利用希望者からの申込みを承諾するか否かを決定したときは、その結果を当社所定の方法により当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
5. 本約款をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承認した時点をもって成立するものとする。

第 5 条(契約期間)

本契約の契約期間(以下「本契約期間」という)は、本契約の成立日から、ぐるなび外国語版検索一覧の上位表示が開始される日より起算して 1 年後の応答日の前日までの期間とする。本契約期間の満了日の1ヶ月前までに一方当事者から他方当事者に対し当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第 6 条(利用料金および支払い条件)

1. 本サービスの利用料金は、申込書において定める額とする。
2. 申込書記載のサービス以外の利用料金は、当該サービスを対象とする個別利用条件において当社が定める額とする。
3. 契約者は、申込書および当社が別途発行する請求書の記載内容に従い、利用料金を支払うものとする。

第7条(本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、基本約款の定めに加え、以下の各号に該当する場合、本サービスを停止する等本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができます。
 - (1) 何らかの事由により契約者ページに記載された契約者サービスの提供ができない又はそのおそれがある場合
 - (2) 契約者ページに記載された契約者サービスについて契約者サービス利用者への応答若しくは対応が一定期間できない又はそのおそれがある場合
2. 契約者は、前項に定める事由に該当する又はそのおそれがある場合は、速やかに当社に通知を行うものとします。
3. 第1項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金の全額を支払うものとする。

第8条(契約者による本契約の終了)

契約者は、本契約期間においても、当社所定の方法に従い、契約者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の1ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。但し、解約希望日までに当社の解約手続が完了しない場合は、解約手続の完了日をもって本契約は終了する。

第9条(当社による契約の終了)

1. 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し書面または電子メールにより通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する何らの通知および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止することができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 契約者が本約款等に違反した場合
 - (2) 契約者が当社の提供するサービスの利用料金の支払いを滞り、当社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払いがなされない場合
 - (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、または契約後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (4) 契約者が営業の停止または廃止をした場合
 - (5) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告または処分を受けた場合
 - (6) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (7) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
 - (8) 契約者が、仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申し立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申し立てを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申し立てを自らした場合
 - (9) 契約者が支払を停止し、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
 - (10) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (11) 前3号のほか、契約者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (12) 契約者が資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をした場合
 - (13) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (14) 契約者(個人事業主)が死亡した場合
 - (15) 契約者による当社への過度な要求があった場合
 - (16) 本契約成立後、相当期間経過後も当社が本サービスを提供することができない場合
 - (17) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (18) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

第10条(本契約終了後の取扱い)

終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づき未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款が適用される。

以上
制定日 2022年11月22日